

事例3 DIC(株)によるBASFカラー&エフェクトジャパン(株)の株式取得

第1 当事会社

DIC株式会社(法人番号7011401003807)は、主に顔料の製造販売業を営む会社であり、BASFカラー&エフェクトジャパン株式会社(法人番号5010401124061)は、主に顔料の販売業を営む会社である。

以下、DIC株式会社を「DIC」といい、DICと既に結合関係が形成されている企業の集団を「DICグループ」という。また、BASFカラー&エフェクトジャパン株式会社を「BCE」といい、BCEと既に結合関係が形成されている企業の集団¹⁾を「BCEグループ」という。

さらに、DICグループとBCEグループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、DICがBCEの株式に係る議決権の全部を取得すること(以下「本件行為」という。)を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

(参考) 海外競争当局との連絡調整

本件については、海外競争当局も審査を行っており、当委員会
は、欧州委員会及び米国連邦取引委員会との間で情報交換を行いつつ審査を進めた。

第3 審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社グループが競合する各取引分野のうち、競争に与える影響が比較的大きいと考えられたカラーインデックス²⁾がPigment Red 179³⁾(以下「P. R. 179」という。), Pigment Violet 29⁴⁾(以下「P. V. 29」という。), Pigment Red 122⁵⁾(以下「P. R. 122」

¹⁾ DICグループは、BCEの最終親会社であるビーエーエスエフ・エスイー(本社ドイツ)の傘下において顔料の製造販売業を営む全ての事業者を対象として発行済みの株式の全部を取得する計画であり、本件行為はその計画の一部をなすものである。本件では、BCEを含むビーエーエスエフ・エスイーの傘下において顔料の製造販売業を営む事業者をBCEグループに含めて審査を行った。

²⁾ 英国染料染色協会と米国繊維化学技術・染色技術協会が共同で管理するデータベースに登録された色にそれぞれ付された呼称をいう(例えば、「P. R. 179 (Pigment Red 179)」は、「顔料」の「赤」の「179番」の色に付された呼称である。)

³⁾ 自動車用塗料等に用いられる赤色顔料。

⁴⁾ 自動車用塗料、カーペット用の繊維等に用いられる紫色顔料。

⁵⁾ インキ等に用いられる赤色顔料。

という。), Pigment Red 202⁶ (以下「P. R. 202」という。)及び Pigment Violet 19⁷ (以下「P. V. 19」という。)の顔料(以下「5顔料」という。)に係る取引分野を中心に審査を行った。そのうち、自動車用塗料等に使用されることから高い品質が求められるP. R. 179, P. V. 29及びP. R. 202の顔料(以下「3顔料」という。)に係る取引分野については、後記第4から第8までのとおり、当事会社グループが当委員会に申し出た問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

また、3顔料に係る取引分野以外の各取引分野については、いずれも本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

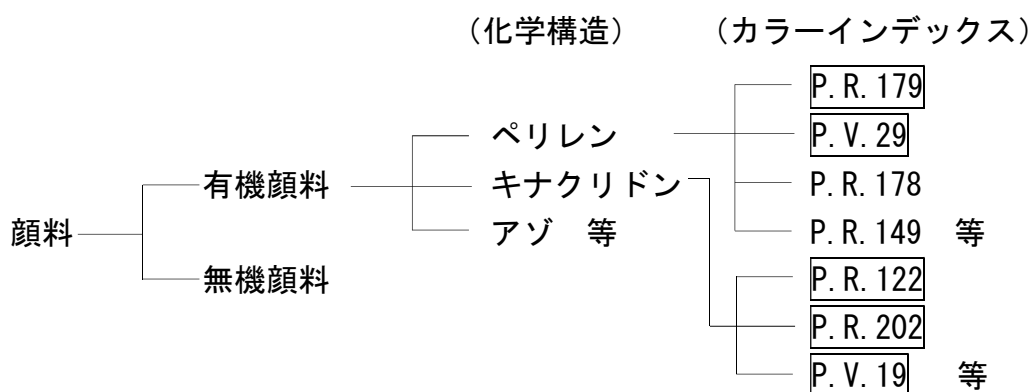
第4 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) 顔料

顔料とは、物質に色を付ける着色剤であり、インキや塗料になる前段階の粉状の商品である。

顔料は、主に石油を原料として化学的に合成した有機顔料と、金属の化学反応等によって得られる無機顔料に分類される。これらの顔料は、化学構造の違いによって分類され、さらに、それぞれの化学構造は、細部構造の違いによってカラーインデックスごとに分類される。



2 商品範囲

(1) 有機顔料と無機顔料

有機顔料と無機顔料は、カラーバリエーションの豊富さ、着色性、色の

⁶ 自動車用塗料、インキ等に用いられる赤色顔料。

⁷ 塗料、インキ等に用いられる紫色顔料。

鮮やかさといった特性が異なることから、同じ色に属するものであっても、需要の代替性は限定的である。また、有機顔料と無機顔料は、原材料、製造方法、製造設備等が異なり、製造を転換することは容易でないことから、供給の代替性は認められない。

したがって、有機顔料と無機顔料は、商品範囲が異なる。

(2) 異なる化学構造の有機顔料

有機顔料は、化学構造によって耐候性や耐熱性といった特性が異なることから、需要者において、異なる化学構造の有機顔料を代替的に使用できない場合も多い。また、異なる化学構造の有機顔料は、原材料、製造方法、製造設備等が一定程度異なるため、供給の代替性は限定的である。

したがって、異なる化学構造の有機顔料は、商品範囲が異なる。

(3) 同一化学構造における異なるカラーインデックスの有機顔料

需要者ヒアリングにおいては、カラーインデックスごとに色味や透明性等の特性が異なるため、通常、異なるカラーインデックスの有機顔料を代替的に用いることはないとの意見があった。需要者の中には、あるカラーインデックスの有機顔料の代替品を検討する際には、まずは同じカラーインデックスの有機顔料の他メーカー品を検討しており、異なるカラーインデックスの有機顔料については検討対象にならない場合があると述べる者もいた。したがって、異なるカラーインデックスの有機顔料間の需要の代替性は限定的である。

また、異なるカラーインデックスの有機顔料は、同じ化学構造であったとしても細部構造が異なっており、それによって、原材料、製造方法、製造設備等が一定程度異なるため、供給の代替性は限定的である。

(4) 経済分析

当委員会は、当事会社グループが競合する取引分野のうち、5 顔料の間で、価格水準がどの程度異なるのか、価格及び価格比が同一の商品範囲といえるような推移をしているのかを確認する目的で、当事会社グループが提出した日本の需要者向けの販売実績データ（平成28年1月～令和

元年12月)を用いて価格相関分析⁸⁾、定常分析⁹⁾等の価格分析を行った¹⁰⁾。

まず、5顔料の間では、月次の平均販売価格が一定程度以上異なる水準で推移していることが確認された¹¹⁾。続いて、月次の平均販売価格を用いた価格相関分析については、異なる化学構造のカラーインデックスの有機顔料間では、一部、相関係数が一定程度以上高い値となり有意性も確認された¹²⁾が、対数差分を用いた価格相関分析も併せて行った¹³⁾ところ、頑健性までは確認されなかった¹⁴⁾。その他の組合せについては、相関係数は低い値となり、また、対数差分を用いた価格相関分析においても低い値となったことから、その頑健性も確認された¹⁵⁾。以上から、異なる化学構造の有機顔料が同一の商品範囲に属する可能性は低いという結果となった。

他方、同一の化学構造のカラーインデックスの有機顔料間では、相関係数の値は、それほど高くはないものの有意性及び頑健性が確認された¹⁶⁾ため、これらの組合せについては、Augmented Dickey-Fuller (ADF) 検

⁸⁾ 市場画定における価格相関分析とは、分析の対象とする二つの商品の価格について相関係数を求め、両者に高い相関関係が観測される場合、市場の一体性が強いと判断する分析手法である。

⁹⁾ 市場画定における定常分析とは、分析の対象とする二つの商品の価格比を用いて、両商品の価格比の定常性の有無(ある商品の価格が一時的に他方の商品からかい離れたとしても、長期的には同一の価格水準に収れんするという関係がみられるか否か)を確認し、定常性が存在する場合、市場の一体性が強いと判断する分析手法である。

¹⁰⁾ 当事会社グループの販売実績データに含まれる欧州及び米国の需要者向けの販売実績データそれぞれを用いた価格分析でもおおむね同様の結果が得られている。ただし、為替レートの変動が極めて大きい可能性が高いことが販売実績データから見て取れたため、日本、欧州及び米国の需要者向けの販売実績データを同一の通貨単位に統一した上で合算することによって算定される、全世界の月次の平均販売価格を用いた価格分析は実施していない。

¹¹⁾ 特にP.V. 29については、他のカラーインデックスの有機顔料と比較して約1.9~3.6倍ほどであり、価格水準が極めて高かった。

¹²⁾ 有意性とは、統計上、推定結果が偶然とは考えにくく、意味があると考えられることをいい、ここでは、二つの商品の価格について統計的に無相関(相関係数がゼロ)ではなく、相関関係があるといえることを指す。

¹³⁾ 対数差分とは、ある値 x_1 、 x_0 について自然対数の差分 $\ln x_1 - \ln x_0$ を採ることをいう。変化率が十分に小さい場合には対数差分は変化率の近似値であることが知られている(g_1 をある値 x_0 から x_1 への変化率、つまり、 $g_1 = (x_1 - x_0)/x_0$ とすると、 $\ln x_1 - \ln x_0 = \ln(x_1/x_0) = \ln(1 + g_1) = g_1$ となる。)ことから、対数差分による価格相関分析は月次の平均販売価格の変化率を用いた価格相関分析といえる。

¹⁴⁾ 頑健性とは、条件や仮定を多少変更したとしても、推定結果に大きな違いが生じないことをいう。頑健性が確認されなかった組合せは、「P.V. 29とP.R. 122」及び「P.V. 29とP.V. 19」で、相関係数は0.669 [0.183] 及び0.341 [0.017] となった([]は、対数差分を用いた場合の相関係数)。また、P.V. 29については、脚注11のとおり、価格水準も極めて高い。

¹⁵⁾ 相関係数は-0.142 [-0.206] ~ 0.260 [0.009] であった。

¹⁶⁾ 「P.R. 179とP.V. 29」、「P.R. 122とP.R. 202」及び「P.R. 122とP.V. 19」で、相関係数はそれぞれ0.492 [0.372]、0.315 [0.356] 及び0.383 [0.327] であった。

なお、二つの商品に共通する原材料の価格変化により相関係数が高くなる「見せかけの相関」が発生する可能性があるところ、相関係数の値が高くないことから「見せかけの相関」への対処は行っていない。

定¹⁷により定常分析を実施した。その結果、月次の平均販売価格の価格比が定常であると結論付けられるだけの頑健性を確認できなかった¹⁸ことから、異なるカラーインデックスの有機顔料は異なる商品範囲に属する可能性が高いことが示唆された。

以上のとおり、経済分析からも前記(2)及び(3)の定性的分析を裏付ける結果が得られた。

(5) 小括

以上のとおり、本件では、有機顔料の商品範囲をカラーインデックスごとに画定し、5顔料をそれぞれ独立した商品範囲として画定した。

3 地理的範囲

顔料は、輸入に係る輸送費用の点から制約があるわけではない。

また、供給者は需要者の所在する国を問わず取引しており、需要者も国内外の供給者を差別することなく取引している¹⁹。

したがって、地理的範囲を「世界全体」として画定する。

第5 本件行為が競争に与える影響

1 当事会社グループの地位及び競争状況

当事会社グループは、いずれも5顔料を製造販売していることから、本件は、水平型企业結合に該当する。

5顔料のうち、3顔料の市場シェアの状況は下表のとおりであり、本件行為後における各市場について、P. R. 179のHHIは約2,800、HHIの増分は約900、当事会社グループの市場シェアは約40%（第1位）、P. V. 29のHHIは約3,300、HHIの増分は約300、当事会社グ

¹⁷ ADF検定は、定常性の有無を統計的に判定するための標準的な方法として知られている。

¹⁸ ADF検定に当たり、ラグ次数（例えば、1次のラグ次数とは、価格比 P_t と P_{t-1} の差 ΔP_t の1期前の値である P_{t-1} と P_{t-2} の差 ΔP_{t-1} のことをいい、誤差項の系列相関の解消のために用いられる。）は1次から12次（1か月から12か月）までを使用している。観測数が少ないことに留意する必要があるものの、ADF検定を行った組合せのうち「P. R. 122とP. R. 202」（いずれもキナクリドン）の価格比については、ラグ次数が1次から4次までの場合に限り定常性が確認され、その他の組合せについては4次よりも小さいラグ次数に限り定常性が確認されたことから、定常性があるという結果は頑健性があるとはいえず、誤差項の系列相関によって定常性が確認されていた可能性がある。

¹⁹ 地理的範囲の画定には、日本、欧州及び米国の需要者向けの販売実績データを同一の通貨単位に統一した上で、各地域における価格の推移を比較する価格分析の実施を検討した。しかし、脚注10に記載のとおり、為替レートの変動による影響が極めて大きい可能性が高いことが販売実績データから見て取れたため、Bishop, S. and M. Walker (2002) “The Economics of EC Competition Law - Concepts, Application and Measurement,” London Sweet & Maxwell, Chapter11に倣い、地域間での比較分析は行わなかった。

ループの市場シェアは約35%（第1位），P. R. 202のHHIは約3,500，HHIの増分は約200，当事会社グループの市場シェアは約20%（第3位）となり，いずれも，水平型企业結合のセーフハーバー基準には該当しない。

【令和元年におけるP. R. 179の市場シェア】【令和元年におけるP. V. 29の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア ²⁰⁾
1	BCEグループ	約25%
2	A社	約20%
3	B社	約20%
4	DICグループ	約20%
5	C社	約15%
—	その他	0—5%
合計		100%

順位	会社名	市場シェア
1	D社	約35%
2	E社	約35%
3	DICグループ	約30%
4	BCEグループ	0—5%
5	F社	0—5%
合計		100%

【令和元年におけるP. R. 202の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	G社	約50%
2	H社	約25%
3	BCEグループ	約15%
4	DICグループ	約5%
—	その他	0—5%
合計		100%

一方で，3顔料以外の本件行為後における各市場については，P. R. 122のHHIは約1,200，HHIの増分は約100，P. V. 19のHHIは約1,400，HHIの増分は約400となり，いずれも水平型企业結合

²⁰⁾ 22. 5%以上27. 5%未満を「約25%」とするなど，5%単位で記載している。そのため，合計値は必ずしも100になるとは限らない。以下同じ。

のセーフハーバー基準に該当する。

2 独占禁止法上の評価

前記1のとおり、3顔料については、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。また、需要者ヒアリングによれば、3顔料については、自動車用塗料等に使用されることから高い品質を求められ、前記1の市場シェア表に挙げられている当事会社グループ以外の競争事業者は、品質や供給安定性の面に不安があることから、当事会社グループ以外に選択肢が無いなどと述べる者もいた。

しかしながら、本件行為については、第2次審査開始後、当事会社グループから公正取引委員会に対して、DICグループの顔料事業の一部を第三者に譲渡する予定であるとの申出があった。これを受けて、当委員会が審査を進めた結果、最終的には当事会社グループから、後記第6のとおり問題解消措置の申出があったことから、その内容を踏まえて独占禁止法上の評価を行うこととした。

第6 当事会社グループによる問題解消措置の申出

当事会社グループから、問題解消措置として次の①～④の申出があった。

- ① DICグループのブッシーパーク工場（米国サウスカロライナ州）で行われている顔料の製造販売事業を当事会社グループ以外の他の事業者に譲渡する（以下、譲渡対象となっている事業を「本件譲渡対象事業」という。）。本件譲渡対象事業には、ブッシーパーク工場で製造されている顔料に係る有形資産（製造資産、建物等）、無形資産（技術、研究開発成果等）、従業員等が含まれる。
- ② 譲渡先は、顔料分野における十分な経験及び能力を有し、当事会社グループから独立した資本上無関係な事業者であり、かつ、本件譲渡対象事業を維持し発展させるための財源、専門性及びインセンティブを有することなどを基準に選定し、具体的な譲渡先については、公正取引委員会に報告し、同意を得る。
- ③ 当事会社グループは、本件措置の完了までの間、DICグループが行う他の事業から本件譲渡対象事業を切り離し、販売に適した事業として管理されることを確保する。また、これらの点の実効性について、独立した第三者（監視受託者²¹）が監視する。
- ④ 当事会社グループが6か月以内に譲渡先との契約締結に至らなかつ

²¹ 当事会社グループから独立した第三者として、事業譲渡が行われるまでの間、当事会社グループが譲渡対象事業の価値を毀損せずに適切に業務を行っているかを監視する者をいう。

た場合、独立した第三者（事業処分受託者²²⁾）が当委員会の同意を得た上で譲渡先を指定し、当事会社グループは指定された相手方に本件譲渡対象事業を譲渡する。

現在、D I Cグループは、P. R. 179をブッシーパーク工場でしか製造しておらず、P. V. 29及びP. R. 202については、そのほとんどをブッシーパーク工場で製造している。したがって、D I Cグループは、ブッシーパーク工場を譲渡することにより、同グループのP. R. 179の製造販売事業の全て並びにP. V. 29及びP. R. 202の製造販売事業のほとんどを譲渡することとなる。

第7 問題解消措置に対する評価

前記第6の問題解消措置が履行された場合、3顔料のうちP. R. 179の取引分野において、当事会社グループの一方であるD I Cグループの製造販売事業がそのまま当事会社グループ以外の他の事業者譲渡されることから、本件行為により当事会社グループの市場シェアが増加することはない。また、P. V. 29及びP. R. 202の取引分野についても、D I Cグループのほとんどの市場シェアに相当する事業が譲渡されることから、本件行為による当事会社グループの市場シェアの増加は僅かとなる。

本件譲渡対象事業の内容については、前記第6の①のとおり、ブッシーパーク工場で製造に関与していた従業員も含め、これまでにD I Cグループが行ってきた3顔料を含む本件譲渡対象事業をそのまま切り離して譲渡するものであり、譲渡の内容としては十分なものであると考えられる。

さらに、譲渡先については、前記第6の②の各要件を満たしていれば、3顔料の製造販売市場における独立した有力な競争事業者になると考えられるところ、実際の譲渡先が当該要件を満たしているかについては、当事会社グループからの報告を受けた後、当委員会において判断することとなる。

加えて、前記第6の③のとおり、事業譲渡の実効性及び譲渡までの競争力等の確保のために、第三者（監視受託者）を関与させるとしており、また、前記第6の④のとおり、本件行為後に事業譲渡が行われる場合であっても、最長でも6か月以内に事業譲渡を実行することとされており、仮にそれまでに譲渡先との契約締結に至らなかった場合、独立した第三者（事業処分受託者）が当委員会の同意を得た上で本件譲渡対象事業の譲渡先を指定することとされていることから、問題解消措置の実行期限は適切かつ明確に定

²²⁾ 一定期間の間に譲渡先が見つからないような場合、当事会社グループは独立した第三者である事業処分受託者を指名し、事業処分受託者の指名の効力発生後は、事業処分受託者のみが譲渡対象事業を売却する権限を有することになる。

められている。

上記のことから、当事会社グループから提出された本件問題解消措置は適切なものであると評価した。

第8 結論

当事会社グループが本件問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。